

# 公的研究費内部監査規程

(目的)

**第 1 条** この規程は、公的研究費の適正管理に関する規程に基づき、清泉女子大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査に関して必要な事項を定める。

(内部監査部門及び監査責任者)

**第 2 条** 内部監査部門は、最高管理責任者である学長の直轄的な組織とし、副学長（統括管理責任者ではない者）を監査責任者とする。

(監査担当者)

**第 3 条** 監査を担当する者は次に掲げる者とする。

- 1 副学長（統括管理責任者ではない者）
- 2 財務課に所属する者
- 3 総務・人事課に所属し、かつ、公的研究費の執行業務に携わっていない者
- 4 その他学長が必要と認める者。ただし、当該監査に必要な知識又は経験を有し、かつ、当該監査に関して利害関係を有しない者から選ぶものとする。

(監査区分)

**第 4 条** 公的研究費の内部監査を次の各号のとおり区分する。

- 1 科学研究費の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- 2 科学研究費の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- 3 科学研究費を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）

(内部監査部門による不正発生要因の分析)

**第 5 条** 内部監査部門は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に示されているリスクを踏まえ、本学の実態に即した不正発生要因を分析のうえ、監査計画を立案する。

(監査対象等)

**第 6 条** 第 4 条に定める監査は、年 1 回以上実施することとし、監査対象年度は、当該監査を実施する年度の前年度とする。

- ② 科研費通常監査は、本学において、科学研究費の交付を受けている研究課題数の概ね 10 パーセントを対象とし、その抽出は第 5 条に基づき、内部監査部門がリスクアプローチにより行う。
- ③ 科研費特別監査は、科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね 10 パーセント以上を対象とし、その抽出は第 5 条に基づき、内部監査部門がリスクアプローチにより行う。
- ④ 公的研究費監査は、科学研究費を除く公的研究費を対象とする。

(監査方法)

**第 7 条** 監査の方法は次のとおりとする。

- 1 科研費通常監査  
各種申請書、信憑書類等の確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。
- 2 科研費特別監査  
各種申請書類、信憑書類等の確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳

細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

### 3 公的研究費監査

科研費通常監査及び特別監査に準じて行う。

(監査担当者の権限)

**第 8 条** 被監査部門の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なもの等を求めることができる。

② 監査実施上必要と認められる各種会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(被監査部門の義務)

**第 9 条** 被監査部門は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査担当者の義務)

**第 10 条** 監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 監査担当者は、業務上知り得た事項は、正当な理由なくして他に遺漏してはならない。
- 2 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。
- 3 監査担当者は、いかなる場合においても被監査部門の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(結果報告)

**第 11 条** 監査責任者は、監査結果を管理体制の最高管理責任者である学長に報告する。

(結果報告の取扱い)

**第 12 条** 監査報告のとりまとめ結果については、コンプライアンス教育の一環として、学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

### 附 則 1

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

### 附 則 2

この規程の改正は、令和 3 年 10 月 6 日より施行する。

### 附 則 3

この規程の改正は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。